



# 島根県報

平成28年3月25日（金）

第2,787号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
島根ぶどう災害緊急特別対策事業費補助金交付要綱の廃止	（農産園芸課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ 〃 ）	4
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審査指導課）	5

### 【公 告】

基本測量の終了	（技術管理課）	6
公共測量の終了	（ 〃 ）	6

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		7
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		8
不在者投票を行うことができる施設の指定		9
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		9

### 【公安告示】

警備員等の検定等に関する規則第2条の表6の項上欄の規定による島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正	（警察本部）	9
--	--------	---

**告 示****島根県告示第208号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 出雲南 福祉会	訪問介護	寿生訪問介護	出雲市大津町3627-22	平成28年 3 月 24 日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 出雲南 福祉会	訪問看護	寿生訪問看護ステーション	出雲市大津町3627-22	平成28年 3 月 24 日
	介護予防訪問看護			
一般社団法人心の駅 だまりの丘	通所介護	心の駅 陽だまりの丘	雲南市大東町上佐世429	平成28年 3 月 24 日

**島根県告示第209号**

島根ぶどう災害緊急特別対策事業費補助金交付要綱（平成12年島根県告示第193号）は廃止し、平成28年 4 月 1 日から施行する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第210号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、二本松土地改良区の定款変更を平成28年 3 月 15 日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第211号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町菅原1439-5（次の図に示す部分に限る。）、1439-14、1439-15、1440、1441・1442-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1579から1581まで、1637・1638-1・1639-1・1640（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1641、1642-24

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第212号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年 3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

出雲市湖陵町大池962 川上 稔

” 差海1066 桑原佐文

” 板津87-1 飯島 保

## (2) 加入区

湖陵町加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

## (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

**島根県告示第213号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成28年 3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー横田店 島根県仁多郡奥出雲町下横田57番外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地 5
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) ホームセンタージュンテンドー横田店 島根県仁多郡横田町下横田57外 5 筆  
(変更後) ジュンテンドー横田店 島根県仁多郡奥出雲町下横田57番外
- イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地 5  
(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地 5
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地 5  
(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地 5
- (4) 変更の年月日  
(3)ア：平成17年 3 月 31 日  
(3)イ及びウ：平成26年 5 月 23 日
- 2 届出年月日  
平成28年 3 月 15 日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
奥出雲町役場地域振興課（奥出雲町三成358－1）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第214号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー横田店 島根県仁多郡奥出雲町下横田57番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後8時まで

(変更後) 午前7時から午後8時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後9時まで

(変更後) 午前6時30分から午後9時まで

(4) 変更の年月日

平成28年 3 月 16 日

2 届出年月日

平成28年 3 月 15 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

奥出雲町役場地域振興課 (奥出雲町三成358-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第215号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成28年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の住所 及び売りさばき場所	売りさばき人の住所 及び売りさばき場所
958	浜田市黒川町3748-10 浜田市交通安全協会 会長 宮下 義重	浜田市黒川町3748-10	浜田市黒川町3748-10	浜田市殿町22番地

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成28年3月8日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間  
平成27年10月30日から平成28年3月8日まで
- 3 作業地域  
隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知夫村、隠岐郡隠岐の島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年3月8日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成27年11月4日から平成28年3月8日まで
- 3 作業地域  
浜田市

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第4号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
島根県宇都隆史を支える会	金津 任紀	持田 佳郎	出雲市平田町7122
寺戸しんじ後援会	寺戸 真二	弥重 貞明	益田市須子町20-52
日本共産党吉井安見後援会	吉井 安見	吉井 幹雄	出雲市古志町338-8
三宅実後援会	尾崎 順和	有田 恭二	邑智郡川本町多田35-20

## 島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党邑智支部	会計責任者	岩根 和博	品川 光博
自由民主党掛合町支部	代表者	影山 喜文	吉井 傳
	会計責任者	香川 昇司	石橋 義明
自由民主党江津支部	代表者	田中 増次	藤間 恵一
	主たる事務所の所在地	江津市都野津町2277-19	江津市都野津町1887-1
自由民主党西郷町支部	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町港町天神原16-1	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四11
自由民主党佐田町支部	会計責任者	岩崎 哲也	三原 晴治
	主たる事務所の所在地	出雲市佐田町八幡原103-1	出雲市佐田町反辺1601
自由民主党島根県石油販売業支部	会計責任者	曳野 律夫	安田 昇
自由民主党島根県松江市第二支部	会計責任者	林 利宜	林 英教
自由民主党大東支部	代表者	山崎 正幸	石川 幸男
	会計責任者	細木 和幸	内田 康雄
	主たる事務所の所在地	雲南市大東町大東1888	雲南市大東町飯田377
自由民主党21世紀島根をつくる会	代表者	常陸 了	榎並 俊男
	主たる事務所の所在地	出雲市斐川町美南807	松江市乃木福富町733-41
民主党島根県第2区総支部	会計責任者	須山 隆	珍部 芳裕
	主たる事務所の所在地	浜田市長沢町669-7	出雲市塩冶町1801-9

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
石倉刻夷後援会	会計責任者	清山 拓郎	藤原 寿美
川上ゆきひろ後援会	代表者	渡部 諭	川上 繁男
幸福実現党島根県本部	会計責任者	古田 穂奈実	竹内 知弘

幸福実現党松江後援会	会計責任者	古田 穂奈実	竹内 知弘
幸福実現党安来後援会	代表者	田中 實	三島 弓子
	会計責任者	三島 弓子	渡部 哲也
	主たる事務所の所在地	安来市吉佐町252	松江市東出雲町揖屋1319
島根県医師連盟	会計責任者	生越 英二	林 正巳
島根県獣医師政治連盟	代表者	安食 政幸	今井 裕三
島根県浄化槽対策推進政治連盟	代表者	野村 吉秀	三加茂 公之
島根県石油政治連盟	会計責任者	曳野 律夫	安田 昇
島根県藤井基之薬剤師後援会	代表者	陶山 千歳	津戸 富太郎
税理士による細田博之後援会	代表者	矢尾井 敏廣	尾添 憲男
	会計責任者	田中 真	永瀬 公男
	主たる事務所の所在地	松江市学園二丁目18-27	松江市津田町326
高見康裕後援会	代表者	高見 康裕	湯浅 泰隆
	会計責任者	高見 康裕	湯浅 泰隆
藤間恵一後援会	主たる事務所の所在地	江津市都野津町2277-19	江津市都野津町1887-1
中島守後援会	代表者	大羽 義定	大羽 秀人
新井まさただ後援会	会計責任者	井中 将貴	錦織 佳子
原祐二後援会	主たる事務所の所在地	雲南市三刀屋町根波別所643	雲南市三刀屋町根波別所640-2
ふじた厚を育てる後援会	会計責任者	井川 道也	高橋 寛
細田重雄後援会	会計責任者	林 利宜	林 英教
山本浩章後援会	主たる事務所の所在地	益田市元町12番20号	益田市高津七丁目11-14
雄栄会	会計責任者	林 利宜	林 英教

## 島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
石田米治後援会	平成27年12月24日
井藤章雄後援会	平成27年12月31日
萬代ひろみ後援会	平成27年12月31日



## 島根県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成28年 3 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護療養型老人保健施設虹	松江市佐草町456-1	平成28年 3 月 15 日

## 島根県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成28年 3 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
松江生協リハビリテーション病院	松江市佐草町456-1	平成27年 4 月 1 日

**公 安 委 員 会 告 示**

## 島根県公安委員会告示第29号

警備員等の検定等に関する規則第2条の表6の項上欄の規定による島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務（平成24年島根県公安委員会告示第99号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 3 月 25 日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

表中

「

主要地方道松江鹿島美保関線	松江市袖師町3番地先から同市鹿島町恵曇509番1地先まで
---------------	------------------------------

」

を

「

主要地方道松江鹿島美保関線	松江市袖師町3番地先から同市鹿島町恵曇509番1地先まで
国道184号	出雲市斐川町併川字神立486番1地先から出雲市渡橋町1250番地先まで
主要地方道出雲大社線	出雲市高松町772番1地先から出雲市渡橋町765番1地先まで

」

に改める。